

平成29年6月23日 定例記者懇談会 発表  
中部運輸局自動車交通部自動車監査官

## 乗合バス事業者に対する集中監査について

中部運輸局では、一般乗合旅客自動車運送事業者（路線バス・コミュニティバスを運行している事業者）を対象として、輸送の安全確保状況の確認のため、7月に集中して監査を実施することとしたので、お知らせします。

### 記

#### 1. 集中監査の実施期間

平成29年7月

#### 2. 監査対象事業者

- (1) 新規許可した事業者のうち監査を実施していない事業者
- (2) 長期間監査を実施していない事業者
- (3) 重大な事故に結びつく法令違反が疑われること等により、安全管理体制の確認が必要な事業者

平成25年9月30日中運局公示第58号「自動車運送事業(一般貸切旅客自動車運送事業を除く。)の監査方針について」に基づき選定

#### 3. 重点監査項目

乗合バス事業者において、飲酒・過労運転の防止、運転者の健康管理の徹底、運転者に対する指導監督の徹底、車両の点検及び整備の徹底が図られるよう、以下の項目に重点をおいて監査を実施する。

- (1) 点呼の確実な実施
  - ・ 運行前点呼及び運行後点呼の実施状況
  - ・ アルコール検知器を用いた点呼の実施状況
  - ・ 健康状態確認の状況
- (2) 運転者への指導監督
  - ・ 一般的な運転者に対する指導監督の実施状況
  - ・ 特別（初任、高齢等）な運転者に対する指導監督の実施状況
- (3) 健康診断、適性診断の受診状況
- (4) 勤務時間及び乗務時間に係る告示の遵守状況
- (5) 定期点検及び継続検査の実施状況

#### 【問い合わせ先】

中部運輸局 自動車交通部自動車監査官 中山・水谷  
TEL 052-952-8038（直通）